

給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日:令和8年7月22日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2217号	株式会社 かどや 管工	千葉県千葉市中央区 仁戸名町454番地7	小能 秀人	株式会社 かどや 管工	千葉県千葉市中央区 仁戸名町454番地7	令和8年 6月15日
第2219号	株式会社 グロウ アップサービス	千葉県八千代市八千 代台東1-34-12 宝ビル3階	岡田 康裕	株式会社 グロウ アップサービス	千葉県八千代市八千 代台東1-34-12 宝ビル3階	令和8年 6月15日
第2222号	高野設備	千葉県佐倉市西志津 8丁目12番15号	高野 賢司	高野設備	千葉県佐倉市西志津 8丁目12番15号	令和8年 6月15日